

令和5年度環境公害測定等について

1 大気汚染防止対策

大気汚染の実態を把握するため、県は二酸化窒素の常時監視測定を実施しており、市は降下ばいじん量の通年測定を実施している。

(1) 二酸化窒素 (NO₂)

二酸化窒素は、大気汚染の原因物質の一つであり、ものが燃えて高温になったとき、空気中の窒素やものに含まれる窒素が酸素と結合して、一酸化窒素とともに生成される。

工場や自動車、家庭では石油ストーブやガスコンロ等の使用によっても発生する。

人が呼吸によって高濃度の二酸化窒素を吸い込むと、気管支炎やぜんそくの原因になる場合がある。

県は、二酸化窒素の濃度を猪川町前田（県合庁）で測定している。

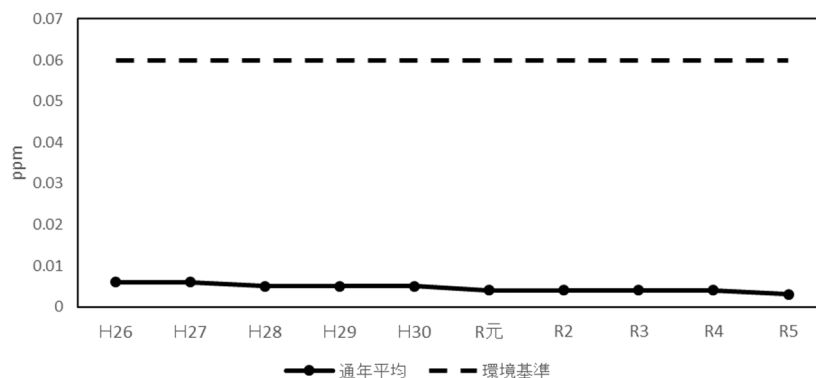
令和5年度の測定結果（速報値）は下表のとおりであり、年間を通して環境基準内であった。

月	月 平 均 値 (ppm)	日平均値の最高値 (ppm)	環境基準を超えた 日数とその割合	
			日	%
4	0.003	0.008	0	0.0
5	0.004	0.009	0	0.0
6	0.004	0.009	0	0.0
7	0.003	0.009	0	0.0
8	0.002	0.005	0	0.0
9	0.003	0.006	0	0.0
10	0.002	0.005	0	0.0
11	0.003	0.007	0	0.0
12	0.003	0.007	0	0.0
1	0.003	0.008	0	0.0
2	0.003	0.006	0	0.0
3	0.003	0.005	0	0.0
通年平均	0.003	0.007	0	0.0

※環境基準・・・日平均値が0.06ppm以下

※速報値につき、今後確定にあたって数値が変動する場合あり。

○ 二酸化窒素の経年変化



(2) 降下ばいじん量（沿道地域）（環境基準指定外物質）

「ばいじん」は、大気汚染防止法では、「燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生する」ものと定義されている。

「降下ばいじん」とは、大気中に排出された「ばいじん」や風により地表から舞い上がった土壌粒子等のうちで、粒子が比較的大きく重いため、大気中に浮遊せずに地上に落下（降下）するもの、または雨や雪等に取り込まれて地上に降下するものを指す。

降下ばいじん量に関する環境基準は定められていないが、1平方キロメートルの範囲において、30日間で10トン以下が望ましいとされている。

市は、降下ばいじん量を猪川町下権現堂及び大船渡町野々田で測定している。

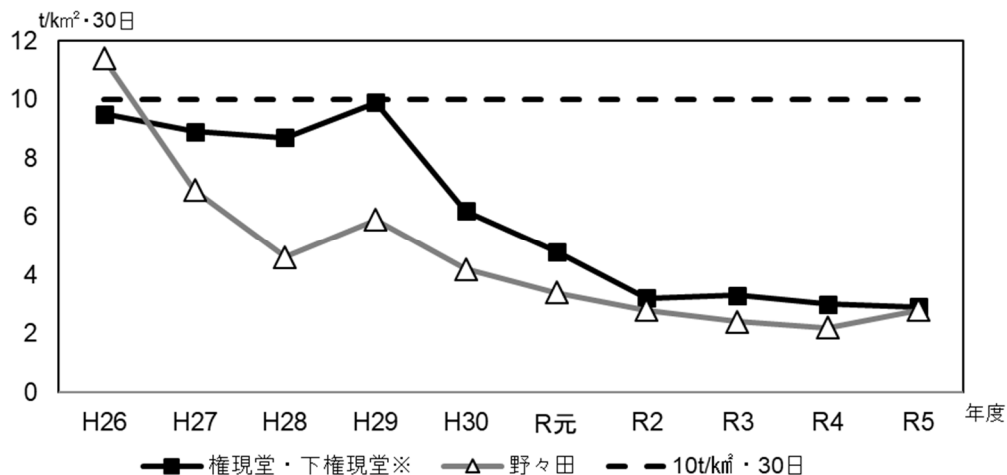
令和5年度の測定結果は下表のとおりであり、降下量が望ましい値（10t/km²・30日）を超えた月はなかった。

○ 降下ばいじんの測定量及び大船渡市の降水量

【単位】降下ばいじん量：t/km²・30日 貯水量：L 降水量：mm

測定地点等		R4.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5.1月	2月	3月	平均
下権現堂	降下ばいじん	3.5	3.5	4.6	1.9	2.6	2.7	1.1	1.7	1.9	3.1	2.1	5.5	2.9
	貯水量	6.0	6.0	10.4	4.8	12.0	13.0	2.8	6.8	4.9	10.9	2.9	9.7	7.5
野々田	降下ばいじん	3.2	2.4	4.9	2.4	4.3	0.7	1.1	2.0	2.9	3.3	1.3	5.6	2.8
	貯水量	6.0	6.0	12.6	6.0	13.2	15.0	6.2	6.3	5.9	12.0	3.1	8.9	8.4
大船渡市降水量		106.0	98.0	168.0	92.0	206.0	217.5	93.0	96.0	77.5	200.5	37.0	147.5	128.3

○ 降下ばいじん量（沿岸地域）経年変化



※測定箇所は、令和元年度まで盛町権現堂、令和2年度以降は猪川町下権現堂。

2 水質汚濁防止対策

測定結果については、県が「公共用水域水質測定計画」に基づき実施したものである。公表されている最新の数値として、令和5年度結果を記載した。

(1) 河川

① 生物化学的酸素要求量（BOD）

生物化学的酸素要求量（BOD）は、微生物が5日間（20℃）で河川や排水中の汚染物質（有機物）を分解するときに必要とする酸素量のこと。この値が大きいほど、汚染物質が多いことを示す。

県が令和5年度に実施した13地点における測定結果は下表のとおりであり、おおむね良好な状態であった。

須崎川（明土橋）については、環境基準は設定されていないが、高い数値が測定されたことから、県において今後の測定結果を注視し、市に情報を提供することとした。

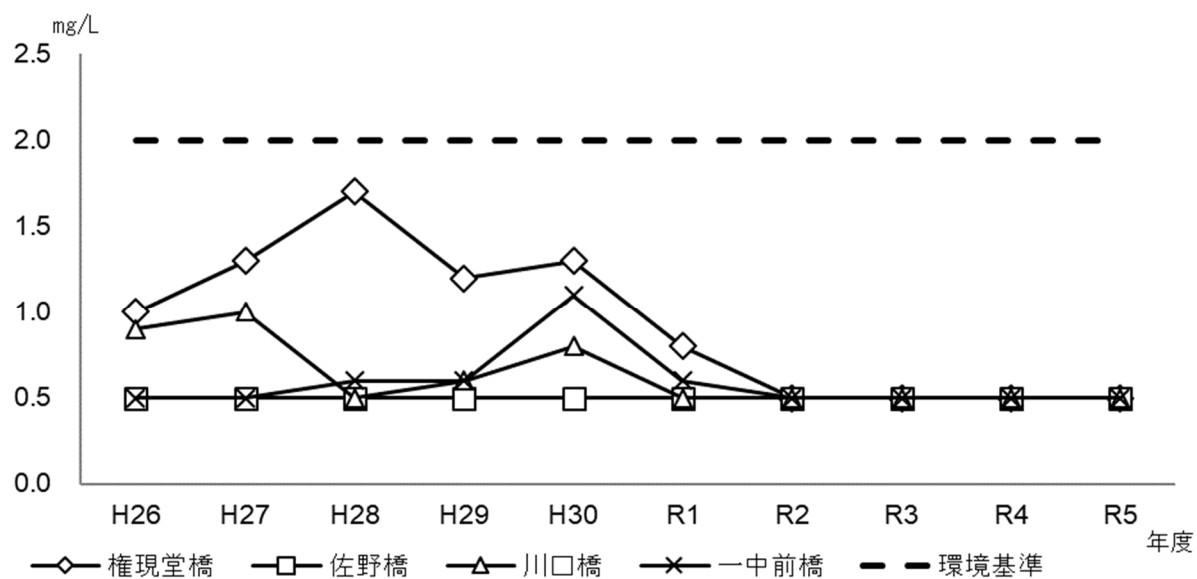
河川名		調査地点	B O D (mg/L)			摘 要
			最小 ~ 最大	平均値	75%値	
盛 川	鷹生川	ダム流入前	<0.5 ~ 0.8	0.5	<0.5	環境基準値 (2 mg/L 以下)
		ダム	<0.5 ~ 0.7	0.6	0.7	
		ダム直下	<0.5 ~ 1.0	0.6	0.5	
	本流	権現堂橋	<0.5 ~ 0.7	0.6	<0.5	
		佐野橋	<0.5 ~ 0.5	0.5	0.5	
		川口橋	<0.5 ~ 1.2	0.6	0.5	
	支流（立根川）	一中前橋	<0.5 ~ 1.1	0.6	<0.5	
須崎川		明土橋	<0.5 ~ 76	26	74	類型指定なし
後ノ入川		下八坂橋	<0.5 ~ <0.5	<0.5	<0.5	類型指定なし
綾里川		ダム流入前	<0.5 ~ 0.5	0.5	<0.5	類型指定なし
		ダム	0.5 ~ 4.0	1.2	1.0	
		ダム直下	<0.5 ~ 1.2	0.7	0.7	
吉浜川		要橋	<0.5 ~ <0.5	<0.5	<0.5	環境基準値 (1 mg/L 以下)

※資料：令和5年度公共用水域水質測定結果（岩手県）

※75%値＝年間の月間値の全データをその小さいものから順に並べ、データ数(n)×0.75番目（整数でない場合には端数を切り上げた整数番目）にあたる値であり、BOD及びCODの測定値を環境基準と対比評価する場合に用いる。

○ 生物化学的酸素要求量（BOD）75%値の経年変化

● 盛川



② 水素イオン濃度（pH）

水素イオン濃度（pH）は、分析した水の酸性・アルカリ性の度合いを示す。
強い酸性またはアルカリ性の水質や、水素イオン濃度の急激な変化は、水生生物に悪影響を及ぼすと考えられている。

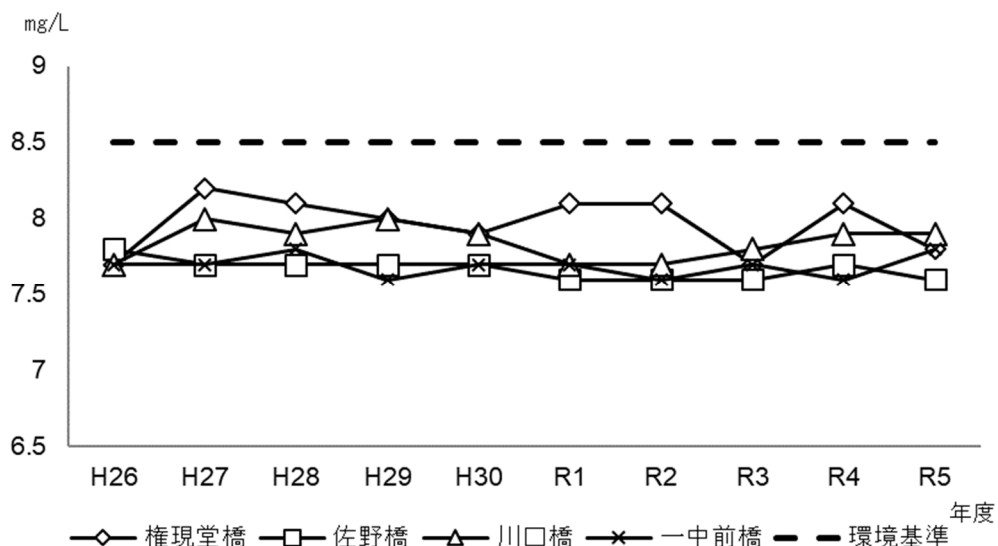
県が令和5年度に実施した13地点における測定結果は下表のとおりであり、おおむね良好な状態であった。

河川名	調査地点	pH (mg/L)		摘 要
		最小 ~ 最大	平均値	
盛川	鷹生川	ダム流入前	6.8 ~ 7.4	環境基準値 (pH 6.5 以上 8.5 以下)
		ダム	6.5 ~ 7.7	
		ダム直下	6.7 ~ 7.4	
	本流	権現堂橋	7.3 ~ 8.2	
		佐野橋	7.5 ~ 8.0	
		川口橋	7.6 ~ 8.1	
	支流（立根川）	一中前橋	7.6 ~ 8.4	
須崎川	明土橋	7.2 ~ 8.0	7.5	類型指定なし
後ノ入川	下八坂橋	7.2 ~ 7.6	7.3	類型指定なし
綾里川	ダム流入前	6.7 ~ 7.9	7.3	類型指定なし
	ダム	6.6 ~ 9.6	7.2	
	ダム直下	6.7 ~ 7.6	7.3	
吉浜川	要橋	7.5 ~ 7.7	7.6	環境基準値 (pH 6.5 以上 8.5 以下)

※ 資料：令和5年度公共用水域水質測定結果（岩手県）

○ 水素イオン濃度（pH）の経年変化

● 盛川



③ 浮遊物質（SS）

浮遊物質（SS）とは、水中に浮遊または懸濁している直径2mm以下の粒子状物質をいう。この値が大きいと懸濁して外観が悪くなったり、水生生物に悪影響を及ぼすと考えられている。

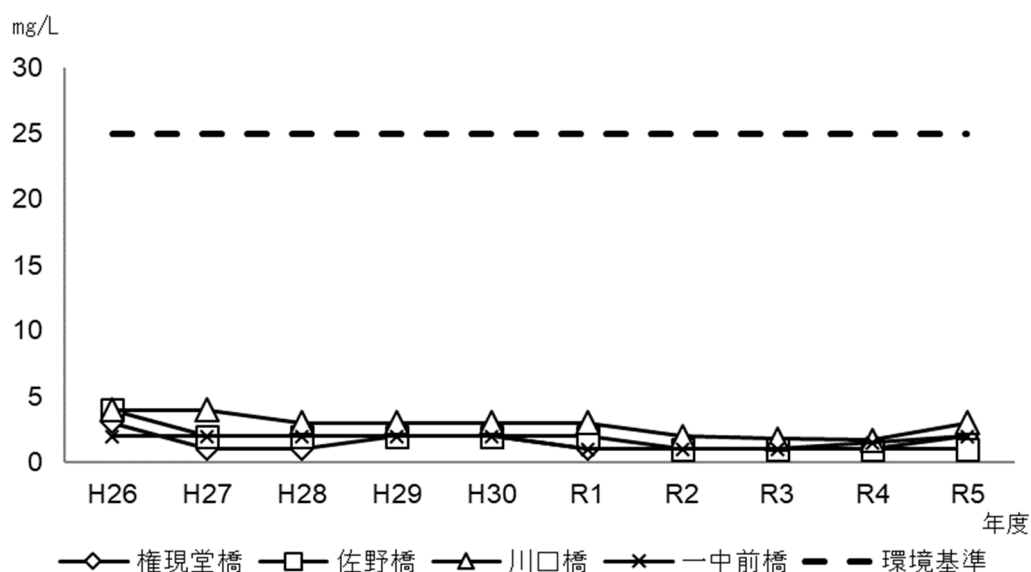
県が令和5年度に実施した13地点における測定結果は下表のとおりであり、おおむね良好な状態であった。

河川名		調査地点	S S (mg/L)		摘 要
			最小 ~ 最大	平均値	
盛 川	鷹生川	ダム流入前	<1 ~ 2	1	環境基準値 (25 mg/L 以下)
		ダム	<1 ~ 10	2	
		ダム直下	<1 ~ 1	1	
	本流	権現堂橋	<1 ~ 2	2	
		佐野橋	<1 ~ 3	1	
		川口橋	<1 ~ 9	3	
	支流（立根川）	一中前橋	<1 ~ 5	2	
須崎川		明土橋	<1 ~ 2	1	類型指定なし
後ノ入川		下八坂橋	<1 ~ 2	1	類型指定なし
綾里川		ダム流入前	<1 ~ 1	1	類型指定なし
		ダム	<1 ~ 15	3	
		ダム直下	<1 ~ 3	1	
吉浜川		要橋	<1 ~ 11	4	環境基準値 (25 mg/L 以下)

※ 資料：令和5年度公共用水域水質測定結果（岩手県）

○ 浮遊物質（SS）の経年変化

● 盛川



④ 溶存酸素量（D O）

溶存酸素量（D O）は、水中に溶存している酸素の量を表す。

D Oが小さいと水中における嫌気性分解が進み、悪臭が発生する等の弊害が発生すると考えられている。温度や気圧等によっても変化する。

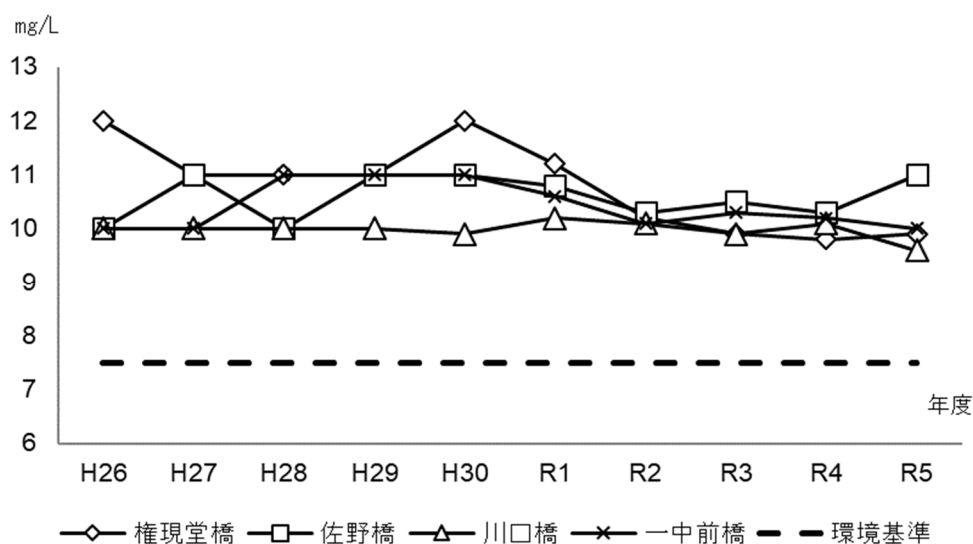
県が令和5年度に実施した13地点における測定結果は下表のとおりであり、おおむね良好な状態であった。

河川名		調査地点	D O (mg/L)		摘 要
			最小 ～ 最大	平均値	
盛 川	鷹生川	ダム流入前	7.9 ～ 14	11	環境基準値 (D O 7.5 mg/L 以上)
		ダム	<0.5 ～ 13	7.6	
		ダム直下	7.5 ～ 13	10	
	本流	権現堂橋	8.7 ～ 11	9.9	
		佐野橋	8.8 ～ 12	11	
		川口橋	8.4 ～ 11	9.6	
	支流（立根川）	一中前橋	8.6 ～ 11	10	
須崎川		明土橋	8.3 ～ 12	10	類型指定なし
後ノ入川		下八坂橋	8.8 ～ 11	10	類型指定なし
綾里川		ダム流入前	7.9 ～ 13	10	類型指定なし
		ダム	<0.5 ～ 13	6.9	
		ダム直下	6.9 ～ 12	9.6	
吉浜川		要橋	8.6 ～ 12	10	環境基準値 (D O 7.5 mg/L 以上)

※ 資料：令和5年度公共用水域水質測定結果（岩手県）

○ 溶存酸素量（D O）の経年変化

●盛川



(2) 海域

① 県測定

吉浜湾、越喜来湾、綾里湾及び大船渡湾では、生活環境に係る水質の環境基準項目であり、汚濁指標の代表とされるCOD、全窒素及び全燐等の項目について、継続して監視測定を実施している。

例年、吉浜湾、越喜来湾及び綾里湾では、湾奥及び湾口の2地点で年4回、大船渡湾では、湾奥、湾中央及び湾口の3地点で毎月実施されている。

なお、大船渡湾は、湾の大きさに比べて外海と接している開口部が著しく狭く、閉鎖性が極めて強い「閉鎖性海域」となっており、外海との海水循環が困難な地理的特性を有している。

ア 化学的酸素要求量（COD）

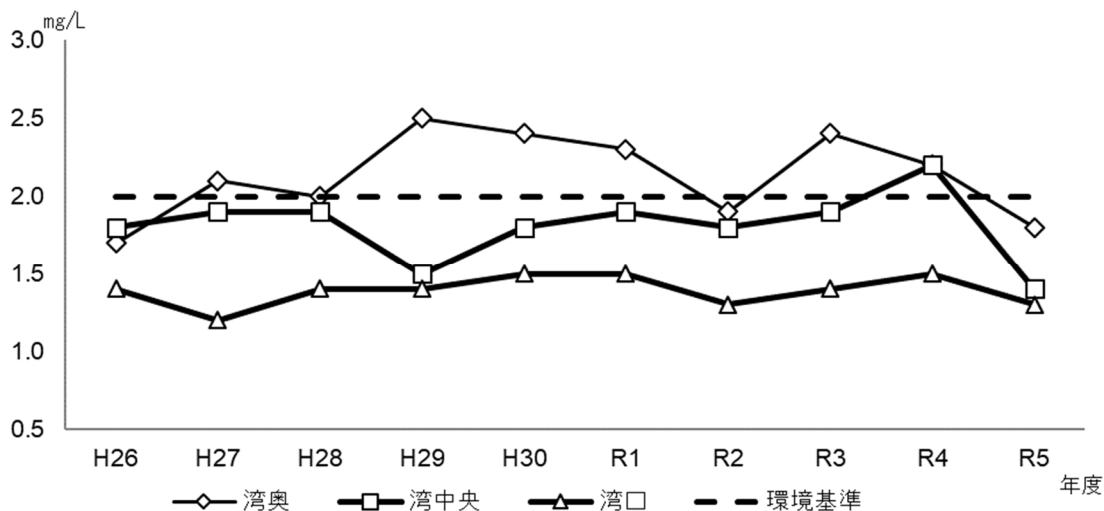
化学的酸素要求量（COD）は、生物化学的酸素要求量（BOD）と同様に水の汚濁を示す指標であり、水中の汚濁物質を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量をもって表す。この値が大きいほど、汚染物質が多いことを示す。

令和5年度の測定結果は下表のとおりであり、おおむね良好な状態であった。

水 域 名	測定地点	C O D (mg/L)			摘 要
		最小～最大	平均値	75%値	
吉 浜 湾	湾 奥	<0.5 ～ 1.2	0.9	1.0	環境基準値 2mg/L以下 (類型：海域A)
	湾中央	<0.5 ～ 1.4	0.9	0.8	
越 喜 来 湾	湾 奥	<0.5 ～ 1.3	0.8	0.8	
	湾中央	<0.5 ～ 1.2	0.8	0.7	
綾 里 湾	湾 奥	<0.5 ～ 1.2	0.9	0.9	
	湾 口	<0.5 ～ 0.9	0.8	0.9	
大 船 渡 湾	湾 奥	0.5 ～ 2.5	1.3	1.8	
	湾中央	<0.5 ～ 2.2	1.2	1.4	
	湾 口	<0.5 ～ 1.5	1.0	1.3	

※資料：令和5年度公共用水域水質測定結果（岩手県）

○ 化学的酸素要求量（COD75%値）の経年変化（大船渡湾）



イ 全窒素（T-N）

全窒素（T-N）は、水中に存在する様々な形態の窒素化合物の全体をいう。

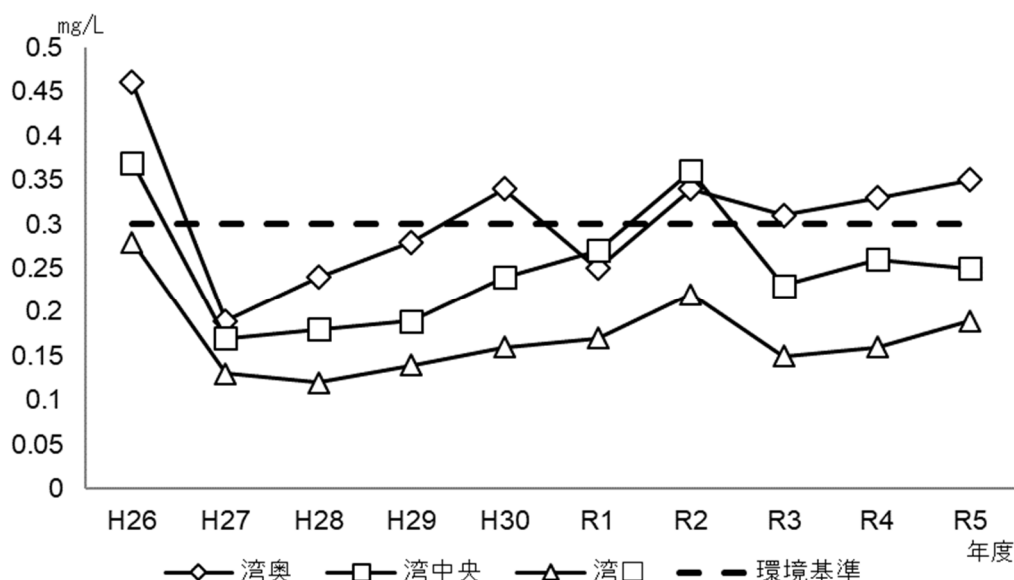
窒素は、磷と並んで動植物の生育に必須の元素であり、肥料や排水等に含まれる窒素や磷が多量に海域に流入すると、プランクトンの増殖等影響を及ぼすと考えられている。

令和5年度の測定結果は下表のとおりであり、大船渡湾の湾奥で環境基準を超過した。

水 域 名	測定地点	最小～最大 (mg/L)	平均値 (mg/L)	摘 要
吉 浜 湾	湾 奥	0.11 ～ 0.25	0.16	環境基準値 0.3mg/L以下 (類型：海域Ⅱ)
	湾中央	0.11 ～ 0.13	0.12	
越 喜 来 湾	湾 奥	0.10 ～ 0.15	0.13	
	湾中央	0.11 ～ 0.21	0.16	
綾 里 湾	湾 奥	0.10 ～ 0.17	0.13	
	湾 口	0.10 ～ 0.22	0.15	
大 船 渡 湾	湾 奥	0.18 ～ 0.86	0.35	
	湾中央	0.16 ～ 0.71	0.25	
	湾 口	0.12 ～ 0.37	0.19	

※資料：令和5年度公共用水域水質測定結果（岩手県）

○ T-Nの経年変化（大船渡湾）



ウ 全燐（T-P）

全燐（T-P）は、水中に存在する様々な形態の燐化合物の全体をいう。

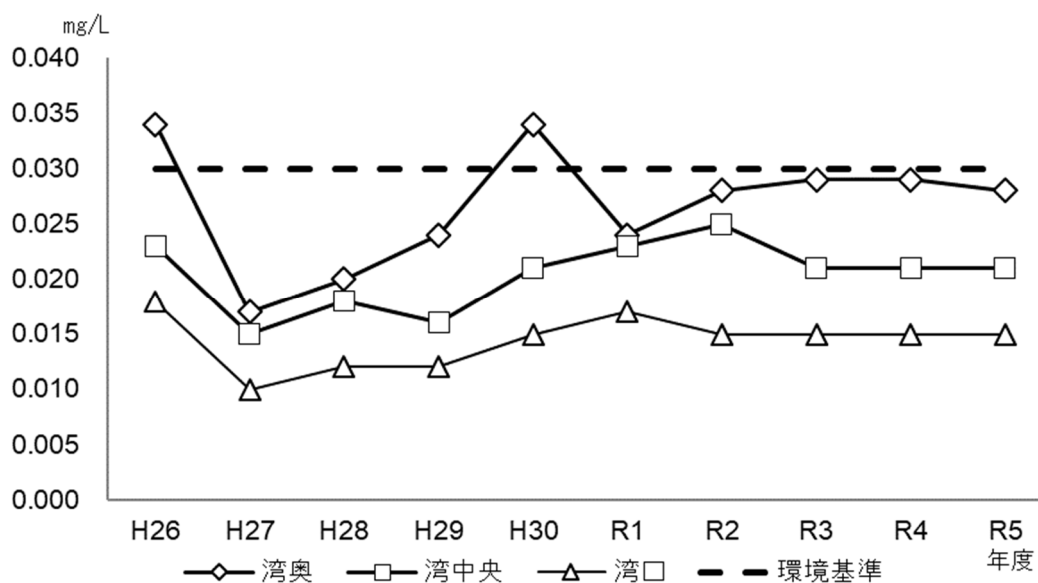
燐は、窒素と同様に多量に海域に流入すると、プランクトンの増殖等影響を及ぼすと考えられている。

令和5年度の測定結果は下表のとおりであり、おおむね良好な状態であった。

水 域 名	測定地点	最小～最大 (mg/L)	平均値 (mg/L)	摘 要
吉 浜 湾	湾 奥	0.008 ～ 0.012	0.010	環境基準値 0.03mg/L以下 (類型：海域Ⅱ)
	湾中央	0.007 ～ 0.013	0.009	
越 喜 来 湾	湾 奥	0.009 ～ 0.011	0.010	
	湾中央	0.007 ～ 0.014	0.011	
綾 里 湾	湾 奥	0.009 ～ 0.020	0.012	
	湾 口	0.007 ～ 0.020	0.012	
大 船 渡 湾	湾 奥	0.018 ～ 0.079	0.028	
	湾中央	0.012 ～ 0.036	0.021	
	湾 口	0.010 ～ 0.022	0.015	

※資料：令和5年度公共用水域水質測定結果（岩手県）

○ T-Pの経年変化（大船渡湾）



エ 水質環境基準健康項目

水質環境基準健康項目 27 項目のうち、10 項目の監視測定が大船渡湾（湾奥）において実施されている。

令和 5 年度の測定結果は下表のとおりであり、いずれも基準値を下回っていた。

● 環境基準健康項目

項 目	測 定 値 (mg/L)			基 準 値 (mg/L)
	最 小	最 大	平 均	
ジ ク ロ ロ メ タ ン	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四 塩 化 炭 素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1, 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下
1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.04 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
ベ ン ゼ ン	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下

※ 資料：令和 5 年度公共用水域水質測定結果（岩手県）

② 市調査（環境関連調査）

市は、「環境関連調査」として、水質が悪化する傾向にある夏季において大船渡湾の水質調査を実施しており、令和5年度調査結果は下表のとおりである。

化学的酸素要求量(COD)は、湾奥及び湾中央上層では、環境基準値 2.0mg/L を全ての月で上回った。

全窒素(T-N)は、湾奥上層において3か月の平均で環境基準を上回った。

全リン(T-P)は、湾奥上層、湾中央下層、湾口下層で環境基準値 0.03mg/L を上回る月があったが、3か月の平均では環境基準を達成した。

◎ 令和5年度湾内水質調査結果の概要（7月～9月測定）

項目	測定地点	最小～最大	3か月の平均	摘 要
COD (mg/L)	湾奥上層	2.8～3.8	3.4	環境基準値 2mg/L以下 (類型：海域A)
	湾奥下層	2.3～3.2	2.6	
	湾中央上層	2.4～3.2	2.8	
	湾中央下層	1.0～2.3	1.5	
	湾口上層	0.9～2.3	1.4	
	湾口下層	0.8～1.6	1.3	
T-N (mg/L)	湾奥上層	0.28～0.40	0.33	環境基準値 0.3mg/L以下 (類型：海域Ⅱ)
	湾奥下層	0.20～0.30	0.26	
	湾中央上層	0.19～0.36	0.27	
	湾中央下層	0.15～0.31	0.24	
	湾口上層	0.18～0.27	0.21	
	湾口下層	0.13～0.25	0.19	
T-P (mg/L)	湾奥上層	0.020～0.031	0.026	環境基準値 0.03mg/L以下 (類型：海域Ⅱ)
	湾奥下層	0.020～0.024	0.022	
	湾中央上層	0.014～0.030	0.022	
	湾中央下層	0.026～0.040	0.030	
	湾口上層	0.017～0.026	0.021	
	湾口下層	0.015～0.039	0.025	

※県による公共用水域水質測定とは、測定地点が異なる。

3 騒音防止対策

(1) 一般環境騒音測定

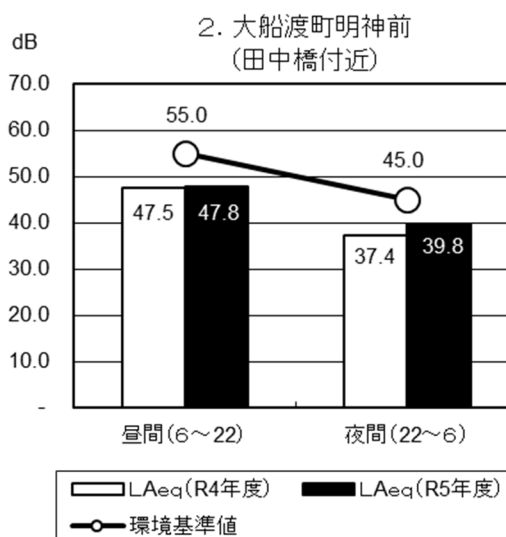
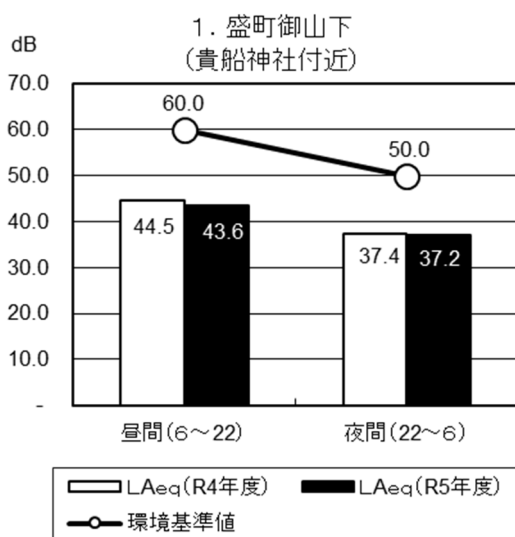
市は、環境基準が定められている一般地域での騒音を7地点において測定している。

令和5年度の測定結果は下表のとおりであり、7地点全ての時間帯で環境基準以下であった。

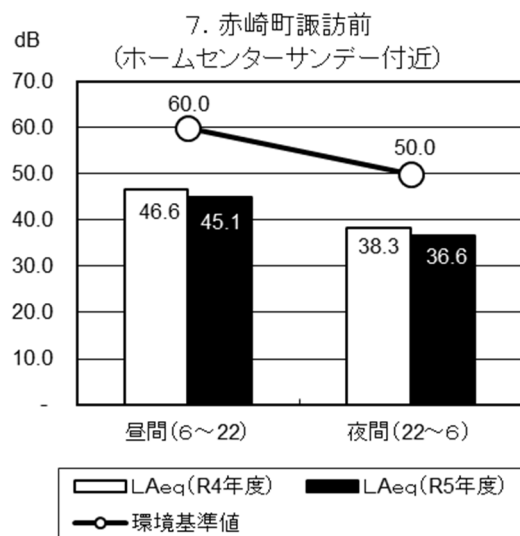
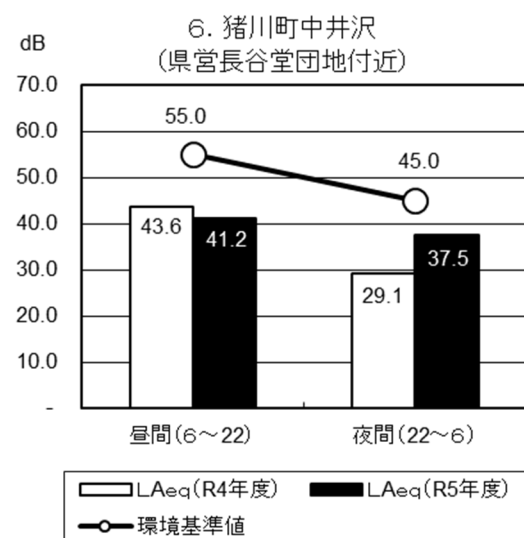
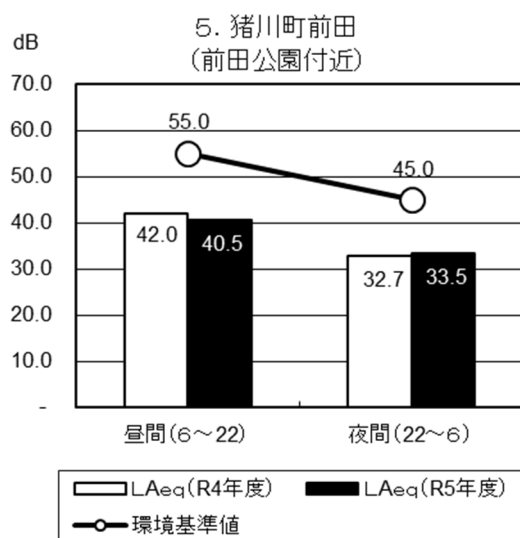
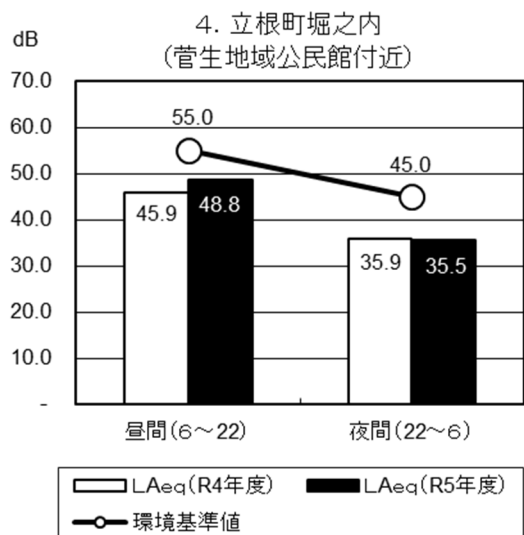
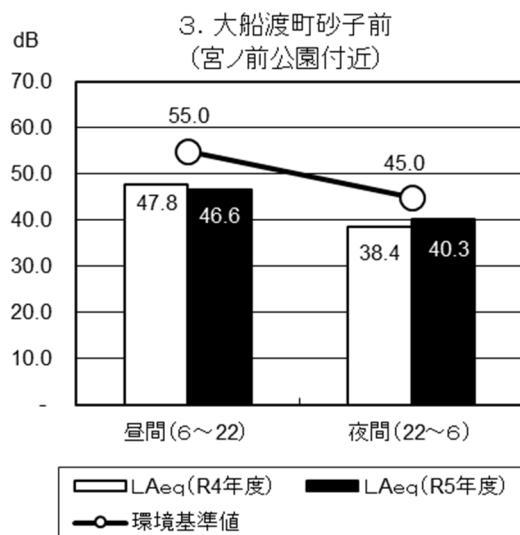
項 目	地 点 数	地 点 名
昼間及び夜間に 環境基準を超過	0	
昼間に環境基準を超過	0	
夜間に環境基準を超過	0	
昼間及び夜間に 環境基準を達成	7	田茂山、田中、宮ノ前、菅生、前田、 長谷堂、諏訪前
合 計	7	

※時間区分：昼間→午前6時～午後10時、夜間→午後10時～午前6時

◎ 一般環境騒音測定結果



※L A e q (等価騒音レベル) …測定時間内の騒音レベルのエネルギーを時間平均したもの



(2) 自動車騒音常時監視について

市は、市内全域の幹線道路に面する地域の騒音暴露状況を把握するため、自動車騒音常時監視を実施している。

測定は、5年で市内の幹線道路を一巡することとしており、令和5年度は、対象道路総延長 21.5km のうち、一般国道 45 号及び一般国道 107 号の 2.8km を対象に測定した。

対象住居等戸数 332 戸のうち、全戸において昼夜とも環境基準以下であった。

測定地点	等価騒音レベル[dB]					
	昼 間 (6 時～22 時)	環 境 基準値	要請限度 ※	夜 間 (22 時～6 時)	環 境 基準値	要請限度 ※
一般国道 45 号 (盛町字下館下地内)	66	70	75	56	65	70
一般国道 45 号 (盛町字宇津野沢地内)	67	70	75	59	65	70
一般国道 107 号 (猪川町字久名畑地内)	69	70	75	60	65	70

※要請限度：道路管理者等に意見を述べ、都道府県公安委員会に対して対策を講じるよう要請する判断基準

4 公害苦情処理状況

(1) 月別発生件数

月	R5.4	5	6	7	8	9	10	11	12	R6.1	2	3	合計
件数	1	1	1	0	1	1	0	2	0	1	0	0	8
割合 (%)	12.5	12.5	12.5	0.0	12.5	12.5	0.1	25.0	0.0	12.5	0.0	0.0	100.0

(2) 地域別発生件数

地域	盛町	大船渡町	末崎町	赤崎町	猪川町	立根町	日頃市町	三陸町 綾里	三陸町 越喜来	三陸町 吉浜	合計
件数	0	5	0	0	0	1	1	0	1	0	8
割合 (%)	0.0	62.5	0.0	0.0	0.0	12.5	12.5	0.0	12.5	0.0	100.0

(3) 公害苦情種類別件数

区分	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	廃棄物	その他	合計
件数	0	3	0	1	0	0	2	2	0	8
割合 (%)	0.0	37.5	0.0	12.5	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	100.0

(4) 被害別件数

区分	健康	財産	動・植物	感覚・心理	その他	合計
件数	0	0	0	3	5	8
割合 (%)	0.0	0.0	0.0	37.5	62.5	100.0

(5) 処理状況

区分	解決	未解決	他へ移送	合計
件数	7	0	1	8
割合 (%)	87.5	0.0	12.5	100.0

(6) 令和5年度と令和4年度の公害苦情処理状況の比較

令和5年度の公害苦情発生件数は8件であり、令和4年度の9件と比べ1件減少した。

苦情の種類としては、水質汚濁に関する事案が多く、次いで悪臭及び廃棄物に関しての苦情が多かった。

また、被害内容としては感覚・心理が3件、その他が5件であった。

① 主な公害苦情について

ア 水質汚濁（3件）

車両の転落事故や、原因が特定できない油の流出が見られ、県等において処理を行った。

イ 悪臭（2件）

事業所が残土置場に使用する土地の近隣住民により、堆肥の設置に係る悪臭の苦情があり、現地確認の上、同事業所に対応を依頼した。

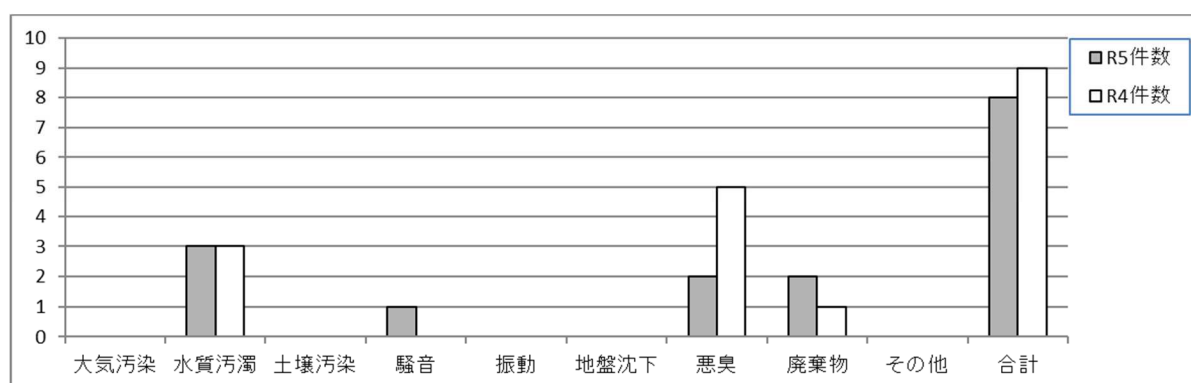
また、令和4年度は盛川沿いにおいて夏季を中心に複数の悪臭の通報があったが、令和5年度は6月に1件通報があったのみであり、それ以降の通報はなかった。

ウ 廃棄物（2件）

産業廃棄物の飛散及び個人による不法投棄について、県において原因者に適切な対応を取るよう指導した。

② 公害苦情種類別件数対前年比較

区分	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物	その他	合計
R5件数	0	3	0	1	0	0	2	2	0	8
R4件数	0	3	0	0	0	0	5	1	0	9
対前年比 (件)	0	0	0	1	0	0	△ 3	1	0	△ 1



令和 5 年度環境公害等事案処理状況

No.	受 理 年月日	発 生 地 域	【公害の種別】 事案名又は 申立内容	発生源 種 別	被 害 種 別	対応結果
1	R5.4.5	立根町	廃棄物	事業者	その他	【他へ移送】 市民より、付近事業所の敷地に置かれている発泡スチロールが風で飛散するとの通報があった。 市及び衛生監視員で現地確認を行ったところ、大量の廃棄物が置かれており、産業廃棄物と思われることから大船渡保健所に情報提供。 県において原因者に事情聴取を行い、処理について指導した。
2	R5.5.31	日頃市町	廃棄物	個人	その他	【解決】 大船渡保健所より、盛川に廃材の不法投棄を行っていた住民について指導したとの情報提供があった。 市より衛生監視員に連絡し、定期的にパトロールを行うこととした。
3	R5.6.29	大船渡町 (盛川)	悪臭	不明	感覚・心理	【解決】 市民より、盛川川口橋付近の事業所で悪臭がすると通報があった。 現地確認を行ったが、臭いはほとんど感じられなかった。 通報箇所付近では、近年、複数の悪臭の通報があることから、6月上旬に当該事業所を含む市と環境保全に関する協定を締結している事業所に対し、悪臭の未然防止について依頼文書を送付していることから、経過観察とした。 これ以降盛川近辺の悪臭の通報は寄せられていない。

No.	受 理 年月日	発 生 地 域	【公害の種別】 事案名又は 申立内容	発生源 種 別	被 害 種 別	対応結果
4	R5.8.10	大船渡町	水質汚濁	不明	その他	【解決】 大船渡湾に面する事業所より、付近で油の臭いがする旨大船渡警察署に通報があり、警察署から関係機関に連絡した。 釜石海上保安部、警察署、消防署、県、市、漁協で現地確認を行ったところ、海上に油を確認したことから、県においてオイルフェンスの設置及び油吸着マットによる処理を行った。 釜石海上保安部において原因者を調査したが、特定には至らなかった。
5	R5.9.14	越喜来	水質汚濁	個人	その他	【解決】 釜石海上保安部より、鬼沢漁港で車の転落事故があった旨関係機関に連絡があった。 現地確認を行ったところ、車両の引き上げ後海上に油を確認したことから、漁協において油吸着マットによる処理を行った。
6	R5.11.7	大船渡町	水質汚濁	不明	その他	【解決】 大船渡魚市場より、大船渡湾に油膜を確認したと関係機関に通報があった。 現地確認を行い、県において油吸着マットによる処理を行った。 釜石海上保安部において大船渡魚市場付近に停泊する船舶所有者を調査したが、原因者の特定には至らなかった。

No.	受 理 年月日	発 生 地 域	【公害の種別】 事案名又は 申立内容	発生源 種 別	被 害 種 別	対応結果
7	R5.11.9	大船渡町	悪臭	事業所	感覚・心理	【解決】 市民より、隣の敷地に堆肥が置かれており、悪臭がすると通報があった。 現地確認を行い、所有者を調査したところ、工事業者が残土置場として使用していることが判明したため、同社に連絡。 同社において堆肥の撤去、シートで被う旨の対応をするとのことであり、経過観察とした。
8	R6.1.30	大船渡町	騒音	事業者	感覚・心理	【解決】 市民より、大船渡魚市場周辺において、早朝から大きな音が発生していると通報があった。 現地確認をしたところ、コンテナの水抜き時にコンテナを横倒しした際の音が原因とみられ、騒音発生施設によるものではなかった。 岩手県条例では早朝等の静寂の保持を義務付けていることから、大船渡魚市場周辺事業所に対し、周辺環境への配慮を依頼する文書を送付し、経過観察とした。